

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第二十一号

(三五四)

昭和三十二年三月二十八日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬

英治君 理事黒金 泰美君

理事小山

長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝

泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横錢

重吉君 理事高見 三郎君

遠藤

三郎君 大平 正芳君

奥村又十郎君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 古川 丈吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 有馬 雄武君

井上 良二君 石野 久男君

石村 英雄君 井手 以誠君

春日 一幸君 神田 大作君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

横山 利秋君

出席政府委員
大蔵大臣 池田 勇人君
農林大臣 足立 寛郎君
井出 一太郎君

出席政府委員
総理府事務
税務部長 奥野 誠亮君
大蔵政務次官 足立 寛郎君
(主計局次長) 富川新一郎君
国税厅長官 渡邊喜久造君
食糧厅長官 小倉 武利君
委員外の出席者
大蔵事務官
(主税局税
關部長) 山下 武利君
専門員 椎木 文也君

本日の会議に付した案件

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一〇号)

産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一二号)

特定多目的ダム建設工事特別会計法
案(内閣提出第七四号)

とん税法案(内閣提出第一五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)

印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一九号)

トランプ類似法案(内閣提出第四五
号)

揮発油税法案(内閣提出第七二号)

地方道路税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七三号)

中小企業の資産再評価の特例に関する
法律案(内閣提出第七六号)

關稅法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九八号)(予)

入場税法の一部を改正する法律案起
草の件

きょうは間接税についてお尋ね申し
ます。間接税の中で物品税、酒税、砂
糖消費税、あるいはたばこの専売納付
金、これら各種税目間の不均衡の問
題について、大臣の所見を伺っておき
たいと思います。

今回の所得税の大減税で、総体的に
國の歳入が間接税に重点がかかるべき
ております。ところがこの間接税の各
税種目間ににおいて、その税率等の税負
担に非常に不均衡があることであります
。臨時税制調査会の答申を見まして
も、間接税につきましては、物品税は
他の間接税と比べて低過ぎるし、また
物品税の全種目間でも不均衡がひど
い。そこで、間接税が酒税、たばこ、
あるいは砂糖消費税に片寄り過ぎてお
るというのが、税制調査会の結論にな
っております。そこで、大蔵省の主
税局からわれわれ大蔵委員会に提出さ
れた資料を見ましても、その間の事
情が非常にはつきり出ておるのであり
ます。たとえば国税収入中に占める各
税の割合を見ますと、物品税は大体
三%余り、ところがこれが戦前を見ま
すと、物品税は国税収入中の九%な
いし七%くらいかかるておった、それ
が現在三%そこそくに減つておる。と
ころが酒税は、戦前も一七%ほど占め
ておったが、現在も一六・六%、ほ
とんど戦前の最高に近いという状態で
あります。また課税対象品目の小売価
格の中での負担割合を調べてみます
と、たばこで六四%、酒類で四六%
であります。ところが物品税関係で、

たとえばテレビでは、わずかに税負担
は九・五%、電気扇風機で一五%、厚
紙機で一六%、物品税関係で最高が一
五・六%の程度である。酒やたばこな
どと比べると非常に軽いということが
はつきりしております。また世界各国
の例を見ましても、国税收入中に占め
る割合を比較してみまして、物品税に
おいては、英國や米國の方はそれぞれ
九%あるいは四・八%を占めておる
が、日本においては物品税は三%そこ
ぞこ、ところが酒税については、日本
は世界一高い、税の総収入でいって一
二%、こういうことであります。これ
らは、すべて政府の資料を見てみると
この通りであります。いかにも間接
税の中で不均衡であり、その中でも酒
税が過重すぎるという詳しい数字の資料
が示されておる。その結果として、臨
時税制調査会が結論を出して、それが
先ほど申し上げたようなことであります
。これに対しては、大蔵大臣はその
通りにお認めになるのかどうか、ます
まに承りたいと思うのであります。

○池田國務大臣 今奥村君のお話の
数字につきましては認める、しかし、
それが不均衡であって、直ちにこれを
是正しなければならぬというお考えに
共鳴したわけではありません。そういう
う数字であるということは認めます。
従いまして、そういう数字を根拠とし
て、今後税制全般について考究しなけ
ればならぬ、こうお答えしたのでござ
います。

○奥村委員 御承知の通り、今回の税
制改正は、ただ単に減税だけではな
い、税の公平をはかるうということを
とるかということにつきましては、
将来十分研究しなければなりません。
次に、物品税の増徴をなぜはから
なかつたか、こういうお話をございます
が、自然増収も相当ありますし、所
得税につきましては今後減税し、間接税
全般につきましては今後研究していき
たい、こういうので、就任早々でござ

いましたので、間接税の増徴その他は見合せたわけあります。

○奥村委員 一応ごもつともな御答弁

では、物品税の問題は何も税収だけの問題でない、物品税の税種目の中にも不公平がある、物品税の中にてこぼこ

があるからこれも直さなければいかぬ、こういうことでありますから、それじゃ、臨時税制調査会のそういう答申もお認めにならぬのですか。

○池田国務大臣 私は、臨時税制調査会全体のものにつきまして検討を加えました。最も大きい問題は、原糸課税

の問題でござりまするが、こういうものは手をつけず、この際は、印紙税

その他は別でございますが、間接税は今後の研究題目として残した方が適当だというので、手を触れなかつたのであります。

○奥村委員 大蔵大臣は、数字の上の不均衡は認めたがと、いかにも実際の不均衡

は認めておらぬようなお言葉のように思いますが、しかしだれわれの議論

は、数字の上で議論する以外に方法がないと思います。数字でこれほど不均

衡があつても実際は不均衡でないのだ

といふことは、一体どういう理由で不

均衡でないということが言えるのですか、その点を一つ……。

○池田国務大臣 数字の上の不均衡を認めたとは、私は申し上げておりません。あなたの示した数字ではそうであることを認めた、こう言つておるのあります。不均衡ということを私は今言つております。あなたのお話しになりました数字と、私認めます。しかしこれが直ちに不均衡で

あって、すぐ是正しなければならぬと

いうことは言つてない。そういう数

字は私は認めます、その数字で

よつて今後検討しよう、こう申し上げ

てははだ恐縮ですが、大蔵大臣、こ

れははつきりしていただきたいと思

うことです。この衆議院大蔵委員会で税の

不均衡を議論するということは、これ

は、日本の國で税の議論で一番大事な

場所であり、また私ども一番大事な仕事である。そこで、物品税なり間接税

に不均衡があるという議論を今してお

るわけで、その議論の根柢としては、大蔵省がお出しになつた資料の中の数

字に基いて議論するより方法はないと

思ふのです。そこで、その大蔵省の資

料に基いて私が今数字を申し上げて、

その数字の上からいければ明らかに不均

衡だ、こう思いますが、それでは、池

田大蔵大臣は、現在の間接税の中に不

均衡がないとお考えになるのですか。

○奥村委員 大蔵大臣は、数字の上の

不均衡は認めたがと、いかにも実際の不均衡

は認めておらぬようなお言葉のように思

います。従いまして、ほん

とうに不均衡かどうか、あるいはもし

不均衡であるとすれば、それをどうい

うふうな方法で、どういう時期に、ど

ういう程度に直そとかということは、

先ほど申し上げましたように、今後の

研究題目でございます。

○奥村委員 私は、この税制改正の際

に、こういう税の間に不均衡があるか

ないかと、ということを明らかにしておく

ことが、われわれ大蔵委員会の任務で

はあると思います。そこで臨時税制調査

会が大蔵大臣の請願を受けて答申して

おる中に、間接税の中に非常な不均衡

がある、特に物品税はある程度増徴し

なければならぬということを、はつき

りと答申してある。この答申に対

して大蔵大臣はどうお考えですか。こ

れは、一つははつきりしておいていただ

けます。しかしど品税の中には、たとえば

電気洗たく機とか、あるいはテレビと

か、あるいは電気蓄音機とか、写真機

とか、必ずしも国民全部がこういうも

のを使用するほどまた生活程度は上つ

ていらないと思う。そういう意味において、こういう幾分豊かな人が使用する

であろう物品に対する物品税の税率とい

うものは、むしろもう少しこれは負

ばにはまらぬように思いますが、これ

はもつとさつくりおっしゃっていただ

くのであります。それで、臨時税制調査会もそういう答申を

出しておるのですが、大蔵大臣は今回

は、臨時税制調査会もそういう答申を

出しますが、日本の方に見えてく

る。そこで、明らかに私はこの税目を見

うすると、いかにも物品税とその他の

税目との間の不均衡が目に見える

税目との間の不均衡があると思うのですが、大

蔵大臣はどうお考えになりますか。

○池田国務大臣 この不均衡自体にも

問題があります。まだ不均衡があるか

らといつて、直ちにこれを直すという

ことにつきましても、時期的に問題が

あります。従いまして、ほん

とうに不均衡かどうか、あるいはもし

不均衡であるとすれば、それをどうい

うふうな方法で、どういう時期に、ど

ういう程度に直そとかということは、

ういうふうな方法で、どういう時期に、ど

うふうな方法で、どういう時期に、ど

ないということになる。そうなると思
いますが、大臣はその通りにお考
えになりますか。

○池田國務大臣 マル公と申しまして

○池田国務大臣 一がいに酒と申しますが、これについての御意見を承わつておきたいと思います。

しても、清酒か、ビールか、しようちゅうか、いろいろな点もございまして。そこでこの二つの中から、

を聞いてきめました。報告義務は、前年度の配当収入金といたしまして、五万円ということにいたしました。ただし昭和三十二年度におきましては、御承知の通り途中からこういうことが出来まして、もうすでに名義を書きかえて提出した会社もござりますので、三十

○**池田国務大臣** これは、法律に規定してありますように報告義務でござります。だから、委託を受けて名義を貸している人は、年五万円の分は一人ごとに報告している、こういうことでござります。

省に対してなすべきことをすべてなしでたのに、農林省が工事について公示しない。農林省が工事を公示しないのもののは、大蔵省との話がついていないからだ、こう言って農林省はまた逃げているわけです。一体どうしてこんなにおくれるのか、世界銀行との借款についても、あなたの方としていろいろと御相談にあずかっておらるるでありますようしなきつておるで

アラカルトのこまごま

いとも言えない、生産者の販売利益の

これは考えられぬことでございますが、よく実情を調査いたしまして善処いたいと思います。

○奥村委員　そうしますと、それは証券会社ごとに五万円、しかもこれは銘柄がたくさんあるが、同一名義人に対して、つまり同一の所有者に対して名

○平岡委員長代理 それでは、引き続き特定多目的ダム建設工事特別会計法により存じまして、私の質問はこれで終ります。

ルアーフィッシング

○奥村委員 私は、やはり酒税が高過

すが、この警告の限度をどういうふうにおきめになるか。私は、今度の法律改正はまことにけつこうであると思ひ

○奥村委員　実は、これはいろいろ証券取引その他のに及ぼす影響もありましたが、一証券会社で五万円の限度と、うることになると、証券会社が十カ

いたしまして、短かい時間でありますから、率直に大臣にお伺いしたいのは、愛知用水の問題であります。愛知用水が発足をしましてから一年半たちますけれども、いさきかも工事に着手をしていないのです。これは愛知県及

○横山委員 それでは非常に抽象的な御答弁なんですねけれども、かつて余利さんで農産物についての質疑応答が本委員会で行なわれましたとき、一口お委員から

利々云利是 さゆに

これではますます不均衡がひどくなる。そこで、もう二つの刃で二八一四

ただかなければいかぬと思います。実は当委員会としては、この問題には非常な関心を持っております。もう大体

改正で、同居親族の合算所得の制度があつて、この限度が五万円ということではありますから、一応五万円という限度をつけるということは、ほかとの均

すけれども、一年半も全然行われてい
ないのでありますから、県下において
はこうこうたる非難があるわけです。
その原因の一端となつてゐますのが世
界銀行からの借款、三十二年度では十
八億なんですが、その十八億の

農産物が打ち切りになつた場合に「一せき」政府としてはどうするのかという質問があった、そしたら政府側を代表して一万田大蔵大臣は、そういうふうなことはないと思うがもし余剰農産物の打ち切りがあつた場合においては、政府として全責任を持つ、こういうふ

農産物が打ち切りになつた場合に一せきの政府としてはどうするのかという質問があつた、そつしたら政府側を代表して一万田大蔵大臣は、そういうふうなことはないと思うがもし余剰農産物の打ち切りがあった場合においては、政府として全責任を持つ、こういうふう弁があつたのであります。それどころかわらず打ち切りがあつた。それこそ

ともこれ以上酒税はふやさないといふ御方針でいくべきだと思うのでありま

○池田國務大臣　いろいろ先般來美情
を調査し考慮いたしまして、今朝省議
二十号　昭和三十二年三月二十八日

と、その五万円に対しても実質課税の原則というものは適用せずに、所得と

もう一つは、用水公団としては、農林省にあります。

闊遠して、世界銀行の借款が今日ではいつ見通しがつくともわからぬ、こういう状況でありますから、政府が責任を持って予算の手配をして、そうしてすぐにやらなければ、一年半も放置しているわけでありますから、最初の資金計画からいうと、用意されていない不測の支出というものが増加しているわけです。しかも公団内部においては、技術者の団体ができて、そうして一体公団はどこへいくんだという内部改革の議論すら起つて、お家騒動が起りかねない状況であります。総裁は総裁で、本部の名古屋におらずに東京にいつもおつて、ちょっととも名古屋で仕事をまとめない。もちろん總裁としては、東京で話がつかなければ工事ができないという気持ちもあるかも知れぬけれども、まさにこうしたことでは、かなえの軽重を問われる。だから、今の答弁では抽象的でありますから、政府としてははどうしようとするのか、予算処置をどうしようとするのか、具体的に御答弁を願いたい。

知の通り、第三次の分は受け入れないことにいたしました。従いまして、今後永久に入つてこぬとは言ひませんが、少なくとも来年度におきましては期待できません。それでは資金計画が變つてくるじゃないか、変つて参ります。ことに余剩農産物の場合は、多分四分くらいの利子で計画いたしたかと思いますが、それが、今度は余剩農産物の資金が当てはまらぬということになりますと、われわれの方といたしましては、資金運用部の資金でこれを肩がわりしなければならぬだろ、そういうふうに資金運用部の資金は六分五厘前後でござりますから、その利利差をどうするかという問題が出てくるのであります。そういう場合におきましては、余剩農産物の資金の返還を延ばしていく方法も考えられましよう。また資金運用部の資金が低くできればならない場合におきましては、事務費につきまして國で相当負担をして、そして計画を同時に進行していく場合もありましよう。あるいはまだ、分担金につきまして考慮する余地があるかなあいかといふことも、検討の材料になると思うのであります。従いまして、世界銀行政の借款を促進する同時に余剩農産物が中絶した場合の措置につきましては、ただいま申し上げましたような方向で検討を加えておる次第であります。最後の分担金で考えるかという点です。

負担にするか、あるいは農民の分担がふえるかということは非常に重要な問題です。特に百姓にそれがかかるべきのかどうかということは、現地で端的に伺いしたいのは、この解決を農民の分担金にしわ寄せをしていく考え方があるのかないのか、それが一つ。それからもう一つは、今のあなたたの御計畫はいつごろできるのか、いつごろ発表されるのか、その發表によつて農林省の工事が着手されるであります。ですから、一日も早くそれをなされることは現地としては望んでおるのであります。いつごろその資金計畫の内容は確定するのか、この二点についてお伺いしたい。

○ 横山委員 世界銀行の借款はいつも妥結する見通しですか。

○ 池田国務大臣 愛知用水の工事自古には、世界銀行は賛成しておるのであります。ただこちらの方での事業計画その他が、余剰農産物の中絶によりましてちょっと計画を変えなければならぬないようになっております。その計画ができるれば流れてくると思います。

○ 横山委員 最後に、それでは世界銀行の借款ができないその理由といふのは、国的な問題でありますか、世界銀行側の問題ですか。

○ 池田国務大臣 それは借手と貸手の問題でございますから、両方でござりますが、その原因は、おおむね国内の計画の進捗状況でございます。

○ 横山委員 それでは私はこれで終ります。

○ 平岡委員長代理 奥村君。

○ 奥村委員 私は、自治庁の税務部専門家でござるが、この公給領収証の制度、そこから遊興飲食税について、二点だけお尋ねを申し上げたいと思います。

一部に公給領収証の制度を改めて、私製領収証も公給領収証制度と同じと、うに認めさせたいという動きがあるとうに聞いておりますので、この際自治省として、この問題に対する考え方をあらかじめ承わっておきたいと思うております。それは、國税、地方税とともに申告納税制度をとつておられます。納稅證のみから稅法に基いて計算し納稅するという制度においては、やはり公給領収証の制度でみずから計算し、これを

政府が認める、こういう公給領収証の制度をあくまでも堅持していかなければ、申告納税の制度というものは堅持できないと思う。この意味において、まだ私製の領収証を認めるという段階ではないと思う。もしこの私製の領収証を認めるというなら、公給領収証の制度といふものは根底からくずれる。そうすれば、昔の賦課税制度、あるいは請負制度になってしまふ。現在公給領収証の制度をとりつゝも、一部にまだ請負の制度が現にある。これをなるべくなきしたいと、いでの努力しているのに、この際また公給領収証の制度をぐすすようなことをしたのでは、今までの方針が根底からくずれる、かように思いまして、私はこの制度を堅持していくかなければならぬと思うのであります。政府としては、これについてどう考へておられるか、この際お尋ねしておきます。

うな形がすいぶん多かつたわけでござります。しかしながら、公給領収証制度になりましてから、そう簡単に適当に領収証を作るというわけにも参りませんので、従つてまた売り上げ金額が的確に公給領収証制度を通じて把握されるというふうにもなつて参つたと思うのであります。会社が交際費として損金に算入いたします場合にも、公給領収証制度であれば、その事実といふものをそれだけでもつて推定することができます。従前の私製領収証制度ではそもそも、従前の私製領収証制度ではそもそも参らないのじゃないだらうかというふうに思われるわけであります。公給領収証制度でありますから、またこの間の経理も明確になつてゐるのだというふうに存じております。

て今三〇%です。それをなお一五%に減らすということは、いかにもそういううぜいたくな遊興を勧めるような印象を与えるので、納得がいかぬというものが多いと思う。政府みずからその課税を半減させようとするについては、よほど理由がなければならぬ。そこで、一般国民がよく納得のいくような政府の事情を一つここではつきりしていただきたいと思います。

○奥野政府委員 遊戯飲食税の改正は、減税をねらったのではなくございませんんで、税負担を合理化して徵稅を円滑ならしめていきたい。そうして将来においては、むしろ増収を期待できるような基礎を作りたい、こういう考え方

あります十数万人につきましては、低い税率を適用している、こういう実態になつておるわけでございます。なげうなつてきたかといいますと、芸者といふ看板であれば高い税率が適用される。そこで、芸者の籍を抜きまして女中に住み込む、遊芸仲居として、花代形式の料金の受け取りはいたさないわけでございます。同時にまたどちらかといいますと、和風の遊びが洋風になつてきたといふような言い方ができるのだろうと思うわけでござります。そうであれば、それらの面についての課税を強くすればいいじゃないか、こういうような考え方もあるわけでありますけれども、しかしこういう面におきましては、芸者のような時代方式の料金の徴収の仕方はいたしていなくていいと、いよいよあります。たとえていふと、飲食の料金の一割を業者としては余分にお客からもらって、そのうちから女給その他に分配をしていくというやり方をしているところもございましてし、やり方はいろいろござります。必ずしも飲食の料金と、それらのサービス料とを区分して経理しておりません。ただ税の建前からだけ営業の形式を変えろと要求することもいかがなものかと思われるのです。ごく一部分のものについてだけ区分して、そのサービス料だけ区分して課税する方程式はとらないのです。ごく一部のものについてだけ区分して課税する税率を適用する。その結果は、なんだんと遊芸仲居や派出接待婦の形式

が出てきたりしまして、脱税努力がわって参ってきておるのであります。また特に業態につきまして、概制上の業態についてだけ特に圧迫を加えればならないというようなこともあります。私たちとしては筋が通らないと思うであります。そこで、税率は一様にたしまして、そのかわり現在起つてござりまする脱税努力というものをしてく、また全体として把握を慎重にしていけるようにする。そうしますと税率は下げましても、将来におきましては業者に納得してもらつて、徴税、円滑にいき、そうして増収を期待することができるようになつていくのじゃないか、かように考えておるわけであります。従いまして、芸者の花代に課しまする税率を引き下げますことは、さしあたりは減収になるわけでござりますが、将来としては、全体として増収を確保できるのじゃないだらうか、こういう考え方を持つておるわけでございます。これが一点でございます。

もう一つは、現在遊興飲食税の税率区分が非常に複雑になつております。たとえて申し上げますと、旅館に宿泊した場合については、その飲食につきましては一五%，芸者の花代につきましては三〇%という税率になつております。業者としてもなかなか客に納得しないであります。従いまして、税率を单一化してもらいたいという要望が改めて出されておるわけでございます。役人が徵収する税金でござりますとかなり複雑でありまして、消費者に納得してもらうことが可能であつてもらいたいと思います。

ります。しかしながら業者が税金を徴してもらうのでありますから、支払ますところの消費者があらかじめかっている姿でなければならぬじやないだらうか、かように考えるであります。そうしますと、やはり税率の单一化いうことが必要じやなかうか、こういうことから、ある程度税率を引き上げながら、税率を一〇と一五%に簡素化をはかったわけになります。

第三には、公給領収証制度をつおるものでございまして、芸者の花につきましては税率が違つておるわであります。そうしますと、芸者の花代部分につきましてだけは料金が幾であります。三〇%の税率を適用した税額が幾ら、こういうものが残つておが幾らであるかということを書かざを得ません。そうしますと、受け取側で花代何本、料金が幾らであり、ことを非常にいやがるようであります。その結果、芸者の花代だけは別クにしてくれ、こういうことになりして、脱税したいと考える業者の気と一緒にになつてしまふわけあります。やはり公給領収書制度をとりま以上は、受け取る側が受け取りやい、こういう姿に持つていく必要もろうかと思うのであります。そういう意味においては、花代といふものけを区分経理する必要のないようなをする必要があるんじやなからうか。こういう考え方にも花代税率についてをつけようとした動機であるわけであります。その他若干、いろいろの問題があるわけでございますが、大筋は今し上げましたような点でございます。

○奥村委員 なるほど、非常に御熱

第二には、公給領収証制度をとつておるものでございまして、芸者の花につきましては税率が違つておるわあります。そらしますと、芸者の代歩料につきましては、今までが後

心。申題ご手、姿だいあすすま持まワまる税るる額ら花け代て あ%免ろ率ののわい取

な、真剣な御答弁で、お話しになろう。というお気持はよくわかります。しかし、少くとも私の立場で質問した場合に、これで私ども納得したのでは、これは議員の立場はよくわかります。しか言われる御趣旨の立場で質問した場合に、これで私ども納得したのでは、こらは講演の立場はよくわかります。しかるに二万八千人の正式芸者の鑑札をもつておる者に三割かかる、あとのおわゆるやみの芸者には不公平になる、税は取らなくていい、そこでいつそ簡素化して、これらを含めて徹底して課税したい、こういふお気持ですから、お気持はわかります。

しかしそこに私は非常に微妙な、しかも重大な問題がある。というのは、三割かけるのは当りまえで当然ではあるが、脱税が多くて實際はかからぬ、そ

こで実情に妥協して一五%にするんだ、この税法が乱れるときはいつもそ

うです。これは地方税ばかりではなく、國税でもそうです。たとえば株の譲渡所得とか、あるいは預貯金の問題でも、実際調査ができるから法律を改める、つまり脱税が多いから、脱税を取り締ることの必要のないよう法律を改める。脱税が多いからと言えてしまおうという態度が、今の御答弁の中にやはりある。これでは、税率の制度といふものがだんだん後退していくので、地方税だけではない、國税ともに、こういう傾向を非常に私は困ったものと思う。

そこで、なるほどその理由はわかるが、それじややみの芸者というものを

一体どうして捕捉して適正な課税ができるか。それははつきり、これがやみの芸者でありますということは、今度

館の女中まで芸者とみなさなければならぬ。また三日ほど、ちょっとたの

は検査をして、相当の着飾つたり

したこと、その分界がだんだんわからぬ

ことになります。そこで、芸者というものははつきりしておるものとくすしてし

まつたら、今度は一体どこで線引き

ますか。これはしらうとの娘さんが三

日ほど手伝いに来ても同じようなこと

になる。そういうふうに現実に妥協し

ていつたら、税の制度といふものはく

ずれる一方です。時間がありませんか

らこれはやめますが、要するに今の御

答弁は、一応耳に入るようにあります

が、つまり現実うまく取れないから、

おろぼうが多いからおろぼうと妥協し

るものじゃないと思う。

これは、明らかにしょくと思つたら

かなり時間をいただいて質問せねばい

かぬと思いますが、きょうは自治庁の

御答弁を承わっておくだけにいたして

おきます。

○平岡委員長代理 石村君。

○石村委員 さつき大蔵大臣から、株の名義貸しにつきまして、きょう省議をまとめて、名義貸しは五万円までを報告させる、ただし三十二年度は十五万円以上を報告、こういうようにおきました。私は、大蔵大臣にお尋ねしたいと思つておりましたが、大蔵大臣が参議院の方へいらっしゃる關係で、これは

な、お氣持はよくわかります。しかるに二万八千人の正式芸者の鑑札をもつておる者に三割かかる、あとのおわゆるやみの芸者には不公平になる、税は取らなくていい、そこでいつそ簡素化して、これらを含めて徹底して課税したい、こういふお気持ですから、お気持はわかります。

しかしそこに私は非常に微妙な、しかも重大な問題がある。というのは、三割かけるのは当りまえで当然ではあるが、脱税が多くて實際はかからぬ、そこで、芸者というものははつきりしておるものとくすしてしまつたら、今度は一体どこで線引きますか。これはしらうとの娘さんが三日ほど手伝いに来ても同じようなことになる。そういうふうに現実に妥協していつたら、税の制度といふものはくずれる一方です。時間がありませんからこれはやめますが、要するに今の御答弁は、一応耳に入るようにあります

が、つまり現実うまく取れないから、おろぼうが多いからおろぼうと妥協しないものじゃないと思う。

これは、明らかにしょくと思つたらかなり時間をいただいて質問せねばいかぬと思いますが、きょうは自治庁の御答弁を承わっておくだけにいたしておきます。

○平岡委員長代理 石村君。

○石村委員 さつき大蔵大臣から、株の名義貸しにつきまして、きょう省議をまとめて、名義貸しは五万円までを報告させる、ただし三十二年度は十五万円以上を報告、こういうようにおきました。私は、大蔵大臣にお尋ねしたいと思つておりましたが、大蔵大臣が参議院の方へいらっしゃる關係で、これは

やむを得ないとと思うので、政務次官にお尋ねいたしますが、五万円とし、あるいは十五万円とせられた理由を明らかにしていただきたい。

○足立政府委員 本年度の経過的な措置いたしまして、特に十五万円を認めるという趣旨で決定をいたしましたのでございますが、これは、申すまでもなく今回の法律改正に基まして、政令に基いてこういったワクを指定するわ

けでございます。しかし、この法律改正前に決算等が行われました銘柄のももも、この配当の行われる時期が四月一日以後になりますれば、その適用を受けるわけでありまして、これが相当數に上るのではないか。言い換えれば、法律改正によつて起るこういった事実をはかり知らなかつたものも、その適用を受けることになります。

これは、明瞭かにしょくと思つたらおろぼうが多いからおろぼうと妥協しないものじゃないと思う。

これは、明らかにしょくと思つたらかなり時間をいただいて質問せねばいかぬと思いますが、きょうは自治庁の御答弁を承わっておくだけにいたしておきます。

○平岡委員長代理 石村君。

○石村委員 さつき大蔵大臣から、株の名義貸しにつきまして、きょう省議をまとめて、名義貸しは五万円までを報告させる、ただし三十二年度は十五万円以上を報告、こういうようにおきました。私は、大蔵大臣にお尋ねしたいと思つておりましたが、大蔵大臣が参議院の方へいらっしゃる關係で、これは

やむを得ないとと思うので、政務次官にお尋ねいたしますが、五万円とし、あるいは十五万円とせられた理由を明らかにしていただきたい。

○足立政府委員 私は、單に十五万円だけを問題にしているわけではないのです。五万円も同時に問題にしているの

ですが、ただいまの御答弁だと、従来は所得を合算して課税しなかつたのだと、いうふうな御説明ですが、国税庁長官そうなんですか。結果において、わざわざ何ら変更はないはずでございます。

○足立政府委員 私は、單に十五万円だけは十五万円にする、というふうなことは、今度の六十一条の法律改正によって何ら変更はないはずでございます。

としては泣く泣く課税できなくて引きました。それを今度五万円まで下つておった。それはちゃんと認めるとか、十五万円までは経過的に認めるとかいう理論的根拠が、ただいまの御説明では僕は生まれてこないと思う。新たに五万円以上を合算するということになつたというなら、それは経過的措置として十五万円ということも起るでございましょう。

しかし、昔からちゃんと配当所得は全

部合算して課税をしておつた。それを名義貸しという一つの方法を利用して、証券会社が強くて税務署の役人が弱くて、普通のものは税務署から来て聞くと、何でもかんでも根城り葉掘り下らぬ小さなことまで言わされる。それができなかつた。それを今度税務署の役人に仕事ができるよう強くしてやつたというのが今度の六十一条の改正だと思うのです。それを五万円以下は、五万円に満たないものは報告しなくていい、経過的な措置で、名義書きかえが済んだあから、三十二年度だけ十五万円にするといふことは、何ら私は理論的な根拠はないと思うのですが、どうですか。これは、主税局長がいらっしゃれば主税局長に聞こうと思っておつたが、渡邊さんは前の主税局長でもあるし、また税務官として答弁はちゃんとできる能力と申しますか、持つていらっしゃるのだが、職務柄そういう税法のことについては一運用については國税庁官として御答弁になると思いますが、制度については、立場上あるいは遠慮せられるかと思って、私

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

午後零時四十八分休憩

午後二時十九分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたしました。

〔「質疑はございませんか。」

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたしました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければ、本法律案に対する質疑を終了することいたしました。

討論の通告がございますのでこれを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております。よって本法律案に対する質疑は終了いたしました。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に対しまして、反対の討論を行います。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案は、昭和三十一年度の自然増を改正する法律案であります。この考収の一部である三百億円を産業投資特別会計に繰り入れ、百五十億円を明年度に、残り百五十億円を明後年度に使ふといふ趣旨の法律案であります。私は第一に指摘したいことは、この考え方が財政法の精神に違反するという点であります。財政法では、当年度の剩余金は、二分の一を翌々年度までに国債の償還資金に充てることが明記されておりますが、政府は自然増収の大いところに目をつけて、これを先使いしようとしておるのであります。これは、直接財政法の違反ではないといふ

議論もありますけれども、われわれは、明らかに財政法第十二条を無視したものであると思うのであります。政府

は、この財政基本法に対しまして、ときには食管特別会計の赤字のごとく、百四十二億円の赤字に対しましてはこれを当然埋め合わせべきものであるにかかわらず、これを拒否いたしておりまして、そうして当然この財政法において使つてはならないというのを、産業投資に対しましてはこれを使うといふがごときことは、自分勝手なことであります。こういうやり方に対しましては、われわれは断じて許すことがであります。

弁しなければならない」と明記されることは、政府がみずから法を規定することには、政府がみずから法をじゅうりんするものであります。このような法を無視して大企業に奉仕するような態度に対しましては、法の権威を守るために、われわれはこれに對しまして反対をせざるを得ないのであります。かつて未曾有の災害があつた農家に対しましては、飯米に事欠く災害農家に対して、財政法をたてにとつて、わざばかりの概算払いの返納の利子の徴収を強行した大蔵省が、今度は大企業に奉仕するがごときこのようないきません。

以上まことに簡単ではありますが、財政法違反といふ観点に立ちまして、これが第一に指摘したいことは、この考え方が財政法の精神に違反するという点であります。財政法では、当年度の剩余金は、二分の一を翌々年度までに国債の償還資金に充てることが明記されておりますが、政府は自然増収の大いところに目をつけて、これを先使いしようとしておるのであります。これは、直接財政法の違反ではないといふ

あります。

○山本委員長 以上をもちまして討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって本法律案は原案通り可決いたしました。

○山本委員長 次に、印紙税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○山本委員長 これにて越旨の説明はありますから、それをご覧願いたい

は、その年度の歳入を以て、これを支拂しなければならない」と明記されることは、政府がみずから法を規定することには、政府がみずから法をじゅうりんするものであります。このような法を無視して大企業に奉仕するような態度に対しましては、法の権威を守るために、われわれはこれに對しまして反対をせざるを得ないのであります。かつて未曾有の災害があつた農家に対しましては、飯米に事欠く災害農家に対して、財政法をたてにとつて、わざばかりの概算払いの返納の利子の徴収を強行した大蔵省が、今度は大企業に奉仕するがごときこのようないきません。

以上まことに簡単ではありますが、財政法違反といふ観点に立ちまして、これが第一に指摘したいことは、この考

え方が財政法の精神に違反するという点であります。財政法では、当年度の剩余金は、二分の一を翌々年度までに国債の償還資金に充てることが明記されておりますが、政府は自然増収の大いところに目をつけて、これを先使いしようとしておるのであります。これは、直接財政法の違反ではないといふ

万円以上は五十円という印紙を張らせるということは中小企業の圧迫にもなると思いませんから、この間に三十万円三十万円以下については三千円の印紙を張るというふうに訂正いたしたいと

いうのが、この趣旨でございます。

印紙税法の一部を改正する法律案に對する修正案は、お手元に配付してござりますから、それをご覧願いたい

のであります。

○山本委員長 これにて越旨の説明は終りました。

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。小山長規君外三十九名より修正案が委員長の手元まで提出されました。

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。小山長規君。

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 これにて越旨の説明は終りました。

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 修理を聽取ることにいたしました。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

旨には反するのでございまして、本来のところに一本線を引きまして、このところに一本線を引きまして、この間に三十万円三十万円以下については三千円の印紙を張るというふうに訂正いたしたいと

小企業の負担軽減という見地から、政

策的に見まして、政府といたしましてはして反対をいたしたものではございません。

○山本委員長 お聞きのように、内閣の意見は以上の通りであります。

この際お詫び申し上げます。本法律案につきましては他に質疑もないよう

ありますから、質疑を終了することに御異議ございませんか。

印紙税法の一部を改正する法律案につきましては他に質疑もないよう

ありますから、質疑を終了することに御異議ございませんか。

印紙税法の一部を改正する法律案につきましては他に質疑もないよう

ありますから、質疑を終了することに御異議ございませんか。

印紙税法の一部を改正する法律案につきましては、内閣に對し意見を述べる機会を与えなければなりません。

従つて、政府側において意見があれば了いたしました。

この際申し上げます。国会法第五十一条三の規定によりますと、委員会は、法律案に對する修正で予算を伴うものについては、内閣に對し意見を述べる機会を与えなければなりません。

これより採決に入ります。まず初めに本法律案に對する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔給員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔給員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔給員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本修正案は可決されました。

げたいと存じます。

入場税法の一部を改正する法律

案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 政令で定める純演劇を催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、入場料金の百分の二十の税率により課する。

附 則
1 この法律は、昭和三十二年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本草案の内容はごらんの通りであります。各委員とも異論のないことと存じますので、すみやかに委員会の一応の成案として御決定を願い、これに関する所定の議事を進めた上で、委員会提出の法律案として決定いたしたいと存じますが、この起草原案について何か御発言はございませんか。——別に御発言もないようでありますから、お詫

りを申し上げます。

本起草原案を委員会の一応の成案と

決定するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よってさように決しました。

この際申し上げますが、衆議院規則第四十八条二の規定によりますと、委員会は予算を伴う法律案を提出しようとするとときは、その決定の前に、内閣に対し意見を述べる機会を与えないければならないことになつておりますので、政府側において御意見があれば、この機会にお述べ願いたいと存じます。

○足立政府委員 ただいま議題となつておりまする山本大蔵委員長提出にかかわる入場税法の一部を改正する法律案につきまして、政府の所見を申し上げます。

第六条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条」に、「百三十円又は百五十円」を「百三十円、百五十円又は三百円」に改める。

純演劇に特別の軽減税率を適用することにつきましては、他の類似のものの現行税率との関連において問題がござります。また入場税収入の減少により地方財政に影響を与えますので、政府といたしましては、本改正案は本来望ましくないのであります。従来純音楽が同様の取扱いを受けている等の経緯にかんがみまして、本法案につきましては、しない反対をいたすものではございません。

○山本委員長 内閣の意見は以上の通りであります。各委員とも異論のないことと存じますので、すみやかに委員会の一応の成案として御決定を願い、これに関する所定の議事を進めた上で、委員会提出の法律案として決定いたしたいと存じますが、この起草原案について何か御発言はございませんか。——別に御発言もないようでありますから、お詫

りを申し上げます。

なね本法律案の提出手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。よってさように決しました。

○山本委員長 御異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

この際お詫りをいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

純演劇に特別の軽減税率を適用することにつきましては、他の類似のものの現行税率との関連において問題がござります。また入場税収入の減少により地方財政に影響を与えますので、政

府といたしましては、本改正案は本来

望ましくないのであります。従来純

音楽が同様の取扱いを受けている等の

経緯にかんがみまして、本法案につき

ましては、しない反対をいたすもの

ではございません。

○山本委員長 内閣の意見は以上の通りであります。各委員とも異論のないことと存じますので、すみやかに委員会の一応の成案として御決定を願い、これに関する所定の議事を進めた上で、委員会提出の法律案として決定いたしたいと存じますが、この起草原案について何か御発言はございませんか。——別に御

額をお尋ねいたしました。

○渡邊政府委員 わ話しのように、所

得税法六十一条によりまして、事業会社といたしましては、年額一千万円をこ

る額でしたか、配当をしました場合

ます。ただいま申しますのは、年額一千万円をこ

る額でしたか、配当をしました場合

ます。ただ御承知のように、上場銘柄

だけです。株式の数が一応八百程度ござります。年二回の決算ということがあります

りますが、これはおつしやる通りだと思

います。ただ御承知のように、上場銘柄

だけです。株式の数が一応八百程度ござ

ります。ただ御承知のように、上場銘柄

だけです。株式の数が一応八百程度ござ

うのは、集計しようとも考えておらぬのですか。

○渡邊政府委員 証券会社の方の法人

税の調査におきましては、一応ほかに

その証券会社の申告が正しかった

ないかといったような問題につきまし

ます。先ほども申しますように、一つの

会社だけにしましても何千枚といった

ような資料の集計をしなければならぬ

ということでおきますので、従来証

券会社の法人税の調査という意味から

いたしましては、集計はしておらな

かった。まあ今度問題になりました名

券会社の法人税の問題もござりますので、一応

は集計してみるようにはいふ話はして

おりませんが、現在のところまだその集

計ができていません、こういうわけでござります。

○奥村委員 どうも国税庁長官の御答弁としては、非常に責任のあいまいな御答弁と思う。今度の法律にしても、

名義貸しによってかなり賦税がある、

そういうことのないよう法律を改正

しようというのだが、しかし法律を改

正しながら、私がお尋ねするよう

うことは、遺憾ながら申し上げる段階

にまだなっておりません。

○奥村委員 私のお尋ねするのは、配

当を支払った会社は支払い調査を政府

の方へ提出しておる。そこで証券会社

に支払った分だけを集計して、その数

字を出していただきたいというので

す。それがでておらぬ。それも一万

円以上支払った分ですから、いわば大

きな配当金が総額幾らになるかという

ことはわかるはずであります。その金

額をお尋ねいたしました。

○渡邊政府委員 支払い調査は厳格に

とつております。今お話しの名義貸し

の件は、集計しようとも考えておらぬ

のですが、御異議ございませんか。

一 一一

しておる。そこで大口の脱税を今日まで見のがしてきたということは、そういう大きなものの政治的な圧力というものは、国税局も手に負えぬ、そして小さい者、弱い者いじめをする、そういう印象があつては困るというので私は特に強く申し上げるのです。そこで長官の言わるのは、配当金は証券会社の益金には不算入だから、調べないというふうな印象を与える御答弁ですが、これは私はお考えが違うと思います。つまり所得の調査の手段として追及しておるんで、それを証券会社が言わぬ、言わぬから仕方がありませんというところで国税庁が手をこまねいておる、その態度が私は問題だと思う。申しますのは、配当金を支払う会社としては、証券会社に払うということだから払つておる。そこで証券会社といふやうな現状がある、その配当金を証券会社まで追及していく。ところが証券会社では、今度は払い先を言わずにあいまいにする。それで、証券会社ではいわばルートはつきりしておりますが、それから先はわからぬ。それを突きとめられなかつた。しかし配当金の益金不算入というのは、証券会社のまま証券会社の収入に入つておったのです。ところが証券会社の持ち株でない、他人の持ち株の配当金が、もしそのまま証券会社の収入に入つておったからぬ収入が入つておるはずです。それなら当然課税せんならぬでしょ、これは益金不算入じゃない、一時所得であります、何であるかわけのわからぬ收入が入つておるはずです。

正直に言うと、これが不算是入でよろしい。けれども、だれに払つたか、その御答弁もありまいであります。しかしそのようなことなら、私は持では厳正な法の執行が心もとない、私の意見を申し上げて質問を終ります。
○渡邊政府委員 御叱正にあすかります。もし証券会社でなくして個人なら、おそらくそういう方法をすると、わざやみ所得と見て課税するというくらいたりに強硬に話ををして解決できるはずですか。証券会社なるがゆえにそういう不徹底なことをする。今回だけではなくして、ある意味においては恐縮に思ふ。株式の譲渡所得の申告にしても、法律をきめて、証券会社はいつも反対して国税局なり國税局をばかにしている。税法をなめてかかっているじゃないか。なぜ国税局はこういうものにもっとと言つて聞かせて、税法に真に協力させぬのか、私はその熱意が足らぬと思う。第一に、せつかくの配当支払の調書をとりながら、その集計もしておらぬ、そんなことで税法の執行ができますか。どうも私は、税の執行の誠意が足らぬと思う。そういう執行のやり方なら、これは行政管理局あたりで国税局の執行ぶりを監査させなさい、私はこのくらいに思う。またそのくらいに考えてこそ、税といいうものは公平に執行できる。一部の者が政治献金して裏の上の方に働きかけるとあやふやになる、小さい者はびしりしやられるという印象を今国民に与えておる。このころ新聞などの「税金にっぽん」とかいろいろな記事をご覧なさい、まるきり税法といいうものをひやかし半分に書いてある。それは、やはり政府の態度が反映している。少くとも国税局長官たる者は、もう断固たる信念をもつてやらなければならぬ。ただいまの御答弁で大体わからました。これ以上追及したところで、これは水かけ論であります。私が今までお尋ねに對しておるのかどう

する私の印象としては、そういうお氣持では厳正な法の執行が心もとない、私の意見を申し上げて質問を終ります。
○渡邊政府委員 御叱正にあすかります。もし証券会社でなくして個人なら、おそらくだらうようないいふうな御注文でござります。われわれとしましても、今後のやり方については大いに反省していただきたいと思ひます。同時に名義貸しの問題につきましては、今のようなお願い方なら、これは行政管理局あたりで國税局の執行ぶりを監査させなさい、私はこのくらいに思ひます。まだそのくらいに考えてこそ、税といいうものは公平に執行できる。一部の者が政治献金して裏の上の方に働きかけるとあやふやになる、小さい者はびしりしやられるという印象を今国民に与えておる。このころ新聞などの「税金にっぽん」とかいろいろな記事をご覧なさい、まるきり税法といいうものをひやかし半分に書いてある。それは、やはり政府の態度が反映している。少くとも国税局長官たる者は、もう断固たる信念をもつてやらなければならぬ。ただいまの御答弁で大体わからました。これ以上追及したところで、これは水かけ論であります。私が今までお尋ねに對しておるのかどう

か、その御答弁もあいまいであります。しかしそのようなことなら、私は稅務の執行は公平でないし、厳正でもないと思ひます。われわれといつも対して國税局なり國税局をばかにして、ある意味においては恐縮に思つて、ある意味においては非常にあります。もし証券会社でなくして個人なら、おそらくそういう方法をすると、わざやみ所得と見て課税するというくらいに強硬に話ををして解決できるはずですか。証券会社なるがゆえにそういう不徹底なことをする。今回だけではなくして、ある意味においては非常にあります。もし証券会社でなくして個人なら、おそらくそこまで強硬に話をしても、税法をきめて、証券会社はいつも反対して國税局なり國税局をばかにしている。税法をなめてかかっているじゃないか。なぜ国税局はこういうものにもっとと言つて聞かせて、税法に真に協力させぬのか、私はその熱意が足らぬと思う。第一に、せつかくの配当支払の調書をとりながら、その集計もしておらぬ、そんなことで税法の執行ができますか。どうも私は、税の執行の誠意が足らぬと思う。そういう執行のやり方なら、これは行政管理局あたりで国税局の執行ぶりを監査させなさい、私はこのくらいに思ひます。まだそのくらいに考えてこそ、税といいうものは公平に執行できる。一部の者が政治献金して裏の上の方に働きかけるとあやふやになる、小さい者はびしりしやられるという印象を今国民に与えておる。このころ新聞などの「税金にっぽん」とかいろいろな記事をご覧なさい、まるきり税法といいうものをひやかし半分に書いてある。それは、やはり政府の態度が反映している。少くとも国税局長官たる者は、もう断固たる信念をもつてやらなければならぬ。ただいまの御答弁で大体わからました。これ以上追及したところで、これは水かけ論であります。私が今までお尋ねに對しておるのかどう

か、その御答弁もあいまいであります。しかしそのようなことなら、私は稅務の執行は公平でないし、厳正でもないと思ひます。もし証券会社でなくして個人なら、政府の他の適当な機関、そのゆるんだやり方に対し、厳正な批判を加えて、そうして私はあくまでもある今は行政管理局といつますか、この資料をとらなければいかぬと考へておりますから、國税局長官においては、そのつもりで、ちつとしたことで出れば出してもうようないい処置を講じます。
○渡邊政府委員 支払い調書の集計の問題でございますが、先ほども申しましたように、お話をございましたので、集計をするように言いつけておりました。ただ先ほどもお話をしましたように、一応上場株の銘柄だけで八百点で、集計をするように言つけております。これが一年に二回決算であります。これが一年に二回決算でありますと、一枚ずつ出て参ります。そりますと、一枚ずつ出て参ります。そのほかに氣配相場だけであるものがあり、ますから、一つの会社だけで一応數十枚の資料があるわけであります。同時に、証券会社の数が相当多くございまして、従いまして、われわれの方としてお話をござります。従いまして、われわれの改正是お願いしているわけであります。なお全体的にわれわれの執行のやり方につきましていろいろ御批判を受けていきたい、こういう趣旨で法律の改正をお願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、それでも十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたので、まことに恐縮ながら、さらにもう少しこういった措置をとりたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているわけであります。なほ全体的にわれわれの執行のやり方につきましては、われわれとしましては、十分謙虚な気持で伺いまして、今後のやり方について反省していきたうございましたと、二枚ずつ出て参ります。そぞらにもう少しこういった措置をとつておきたい、こういう趣旨で法律の改正是お願いしているだけであります。

○平岡委員 過去の折、春日委員の動議で、後日理事会において関係政府委員をまじえました。もうそれから約四、五日たつたしたその折、春日委員の動議で、後日理事会において関係政府委員をまじえました。また出そうとしておるのかどう

もりであります。問題は、おそらくすぐに追っかけて御質問があらうと思ひますから、ついに申し上げておきますが、現在すでに申告があった分をどうするかという点がすぐ問題にならうと思ひます、もうすでに申告時期が過ぎておきますから。この点につきましては、私の方で現在考えておりますところは、恐縮ながら、納税者の方からお申し出を願いまして、そうすれば、やれ再調査だ、審査の請求だといったようなやかましいことをいわないで、もちろん四五の標準率ではけしからぬ、実際は私のところはそれよりもっと低いのだといふ方は、これは成規の手続によつてやつていただきたいと思ひます。しかし、四五の標準率までということでお一応御納得願える回数があり、お申し出を願えるならば、われわれの方は誤認訂正の形式をとりまして、こちらの方から、しいて再調査の請求とか審査の請求とかいったような手續によらな

いです。それで、やれ再調査だ、審査の請求だといったようなやかましいことをいわないで、もちろん四五の標準率ではけしからぬ、実際は私のところはそれよりもっと低いのだといふ方は、これは成規の手続によつてやつていただきたいと思ひます。しかし、四五の標準率までといふことで、白紙の立場で三十二年において御検討をいただいたいと思ひます。要するに所得標準率が四五以上によって示されたものですから、これに反応的に、三十一年度分については各業者がらその所得標準率に沿うたような答申がされた。つまり人為的に誤導されたという懸念なしとしませんので、これは百尺竿頭一步を進められまして、白紙にしていただいて、三十二年度におきましては、正確な所得標準率ができるよう御努力いただきたいのです。

以上二つの点は、まだ私決議は済ましておりませんが、内部としては早急に通牒を出すことに話しておりますから、これは至急手続をするつもりであります。

○平岡委員 今渡邊さんからの回答は、すでに確定申告を見た分についての応急的な措置として、四五%までは誤認訂正の形において是正するの道を開いた、こういうことであります。私がもう一つお伺いしたいのは、あなたもおっしゃる通り、各國税局によつて示されたこととの所得標準率がまちまちであったということですが、まち

ちであります。東京国税局の四五%を最低として、あとは全部それより上回つておったのです。従いまして、それを方としましては毎年その年の状況に応じまして作り直しておられます。従いまして、三十一年分の標準率は三十二年分の状況により、三十二年分は三十二年分の標準率によるということにしますから、その意味からすれば、三十二年分の標準率はもちろん白紙、三十一年分の標準率を白紙に返して検討すべきだというふうにわれわれは思つております。お申し出を受けた後にわれわれがやつたことで、少しあれわれの方も恐縮しておりますが、手をつけたのはおそかつたのでござります。東京局におきましてある程度実地調査した数字があつて、東京局はその辺をもとにして、一応四五にきめたので、各局においてのその關係が必ずしも明確ではありません。まあ一般に御努力いただきたいのです。

○渡邊政府委員 今お話をされることは、そういうことはなかなかないと思います。お話をされるに所徴標準率が四五以上によって示されたものですから、これに反応的に、三十一年度分については各業者がらその所得標準率に沿うたような答申がされた。つまり人為的に誤導されたという懸念なしとしませんので、これは百尺竿頭一步を進められまして、白紙にしていただいて、三十二年度におきましては、正確な所得標準率ができるよう御努力いただきたいのです。

います。ところが、そうすると、わかつたものは運が悪かった、わからなければよかつたということになるのです。けれども、個々の所得者が、そういうものを不正申告とかなんとかいったことはこの場合起りませんか。名義貸しをやつておるんだから、あれは申告しなくていいといふことになっておるのか、それともやはり所得がある以上は、はつきりと申告しなければ不正だといふことになるのか、その点お尋ねいたします。

○渡邊政府委員 所得があつた場合に、やはり私は過小申告の問題になると思います。所得があるのに無申告である場合は、無申告の問題になると思います。ただ、單に人の名義にしていただけでもつてすぐいわば重加算税の対象の仮装隠蔽といった問題になります。ただ、單に人の名義にしていただけでもつてすぐいわば重加算税の具体的な問題として考えていかなければならぬのじやないかというふうに思っております。

○石村委員 形式的には過小申告ということになるかもしれません、まずはこれは証券会社を調べないとわからぬのはずなんです。幾らお前の所得だろうといつてみたって、名義は証券会社になつておるのであるから、いや私の所得じやありません、証券会社の所得でいうと、その方は五万円あるいは十五万円といふ限度で報告義務を明記されてしまうといふことになると、今までそれなら証券会社に行つて調べるかと云ふと、その方は五万円あるいは十五万円といふ限度を置きましたのは、それ以上の中は一応資料として出さざる、質問検査権とか調査権とかいうものを振り回したところはどうにもならなくて、今度ああいのを作つたの

ですから、こうして五万円以上だけに報告の義務を負わせたとなると、どうしてもそれ以下のものに対する対して質問調査をやることは事実上不可能です。今までさえ不可能だったのですから、こ

うなればますます不可能だと思う。そして、いつてみたところで、いわば法律的に実質的にはなつてしまつたと言わざるを得ぬのじやないか、いわば脱税が公認されたという事になるのじやないかと思つて、結局所得があれば課税するに五万円以下、十五万円以下の株式配当については課税をしないということと見解はいかがですか。

○渡邊政府委員 先ほど石村さんの御質問は、要するに証券会社から資料が出てなくとも、その配当があるということがはつきり税務署にわかつたら一体どうするかというお話をございました。従いまして、十五万円とか五万円とかいう制度は、それ以下なら資料を出さなくてもいいという限度をきめただけです。別にそれに課税しないということになるかもしませんが、まずはこれは証券会社を調べないとわからぬのじやないかといふことをお尋ねしております。

○石村委員 形式的には過小申告といふことになるかもしませんが、まずはこれは証券会社を調べないとわからぬのじやないかといふことをお尋ねしておる

い、確かにおっしゃる通りだと思います。確かにこれがおっしゃる通りだと思つたんでですが、世間もその通りに思ひますし、事実上税務署、国税庁としての扱いも、その通りにならざるを

きかない。今世間が見ればと、こうおっしゃつたんだですが、世間もその通りに思ひますし、事実上税務署、国税庁としての扱いも、その通りにならざるを

きかない。しかしながら、それがあるから規定していないのに、それがあるからといって十五万円以下の取扱は全部追及しないというのは、これは執行官序としては越権といいますか、行き過ぎ思ひますが、これはやらないにきまつておるのであります。自然税務署としても、先ほど来私がさんざん申し上げておる五万円にならないものでも報告してくれれば、税務署とすればおかげになると思つたんだですが、それはやらないにきまつておるのであります。自然税務署としても、それを追及していくことはなくなる。

○渡邊政府委員 法律的には、石村さんそれが税金の通脱になるかならぬか、どういう点をお尋ねしておるわけなんです。その場合にどうなるかといえば、重ねて申し上げなくてもいいと思いま

す。ただ世間の目から見てどういうふうにそれを見るかというふうな意味において、石村委員は、こういう限度があれば、その限度以下のものは申告しないのが当りますと、思つようになり

う。これはあなたから言えば、いやその通りでござりますというような答弁があつたらしいが、それはどちらでもいい

ことです。世間でもそう思ひますし、税務署もそういうふうにお考えだろうと、従つて私としては、そういう気持はございません。

○石村委員 まことに冷淡なお話です。配当所得のようなものは、原安二郎さんを会長にした税制調査会でさえ、もつと租税力は大きいとおっしゃる。その配当所得の十五万円以下を小さくからつかないとか、今までつづいてなかつたから、ことしもつつかないんだということなら、他の所得者に対してもやっぱりつつかないことに思つたします。もしこれから進むと、五万円、十五万円置いたことがいいか悪

いが、アルバイトをちょっとすればこれも税金だというようなことは、全くつり合ひがとれないじやありませんか。

そんな不公平なことを良心のある渡邊国税局長官が一体できますか。もしそれをつかれたとき、なぜあの配当所得の分はとらないんだ、わからないのをいいことにしてやつてない、報告義務も何も、十五万円に達しなければならないという理由はない、「一銭だって報告をもらつたからといって、これも所得を限度を十五万円なんて置いて、こちらのわざかな交通費だとか、わざかなアルペイトだとか、わざかな夜食代をもらつたからといって、これも所得だといつて追及するというのはそれ得ませんと、こう納税者から突っ込まれたときに、国税局長官はどういう御答弁ができますか、それも調査報告義務というものに限度を置いてもらつて、取らなくていいことにしてもらわなければいかぬ。どうもいい国税局長官は、そんなむちやなことはなさらないと思うのです。「それは主税局長に聞けよ」と呼ぶ者あり)これは、運用の問題だから国税局長官聞くので

○渡邊政府委員 報告義務の限度につきましていろいろ御議論のことには、お話を通りでありますし、われわれとしても、税の公平という面からしまして、その面だけから議論しまして、石村さんの議論とかなり近い議論が出てくると思います。しかし、一応法律あるいは政令にまかされてい場合に、内閣がきめたその分と、そだがらといって一応ほかの分も一緒にいうのは、行政官厅、執行官厅としては、私は行き過ぎではないか、税法の規定の中に入いる批判のある規定はたくさんあると思います。しかし、それにはそれなりのそれぞれの理

由があるわけですから、それを別の角度から、これは不公平だ、そこで全部公平線を保てというのもいかがか。われわれとしましては、せつかく質問権を与えておきながら、なぜやらぬのだということにつきましては、

度から、これは不公平だ、そこで全部公公平線を保てというのもいかがか。われわれとしましては、せつかく質問権を与えておきながら、なぜやらぬのだということにつきましては、

ますことに遺憾であり、恐縮に存じておりますが、しかし、今この限度のようないくべきではないか、かように考へて、こちらの方で問題が扱われているわけではありませんし、われわれの方として、やはりその面から問題を解決しておられます。

○石村委員 そうなりますと、やはり交通費とか夜食代とかなんとかいうことも、報告義務というものをきめて、

○渡邊政府委員 そうなりますと、やはり交通費とか夜食代とかなんとかいうことは、これは御承知のように源泉課税になつて、お話を通りでありますし、別に報告義務とか報告義務でないとかといったような問題ではないと思います。しかしながら、行政官厅としてはやらざるを得なくとも済むんだ、それがないのだから、行政官厅としてはやらざるを得ない、こういう結論になると思うのですが、どうですか。

○横山委員 どん税及び特別どん税について、この問題については、税制審議会の答申に出でていない。答申に出でないと、政令に譲られるから、政令が勝手にやりますぞということにはならないと思うのです。これは国税局長官の仕事ではなくて、主税局長の仕事ですから、あえて申し上げませんが、あれは政令に譲ったから、もう政府として何をやつてもかまわぬのだということをお考へが、省議に参加せられた渡邊さんにあつたとするならば、それは大きな間違いでありますから、一つ御訂正願いたいと思います。

○山下説明員 どん税と申しますのは、外國貿易船が開港に入港いたしました際に、その船のトン数に応じて課税されますが、この税率を各国に比較いたしますと、きわめて低率であります。私がその金額の点についてとやかく申し上げるのは、少し私の仕事の領分を離れますので、この際としては、別の方から御答弁頼つた方がいい

○横山委員 固定資産税が外國船舶と比べて高いから固定資産税を負けておりまして、たとえば各國の中で一番低いアメリカにいたしましても、一トン六セント、日本の金にいたしまして二十一円余りであります。その他のイタリア、フランス等におきましては、大体四十円ないし五十円、そのほかイギリスにおきましては八十円から百円といふような相当高率な税を課しておられるわけであります。これは日本の船主のみならず、外國の船主にも課する税率であります。そして午前中の政務次官の答弁では、私は納得できません。もつと、なぜ五万円にしたか、十五万円にしたか、さつそく御提出を願いたいと思います。そして午前中の政務次官の問題になつて、ただいま国税局長官は、国会で政令に譲られると、こういいます。

○渡邊政府委員 十五万円、五万円が是非の問題になつて、ただいま国税局長官は、国会で政令に譲られると、こういいます。しかし、十五万円、五万円にしるといふのですが、確かに政令に譲りましたが、何を五万円、十五万円にしるといふことまで譲つておるわけではありません。この委員会で所得税法を審議するときの関係もありますから、さつそく御提出を願いたいと思います。

○石村委員 それで政務次官に申し上げますが、きょうの省議できましたといふ五万円、十五万円については、どうでもいいままして、たとえば各國の中で一番低いアメリカにいたしましても、一トン六セント、日本の金にいたしまして二十一円余りであります。その他のイタリア、フランス等におきましては、大体四十円ないし五十円、そのほかイギリスにおきましては八十円から百円といふような相当高率な税を課しておられるわけであります。これは日本の船主のみならず、外國の船主にも課する税率であります。そして午前中の政務次官の答弁では、私は納得できません。もつと、なぜ五万円にしたか、十五万円にしたか、さつそく御提出を願いたいと思います。そして午前中の政務次官の問題になつて、ただいま国税局長官は、国会で政令に譲られると、こういいます。

○横山委員 固定資産税が外國船舶と比べて高いから固定資産税を負けておりまして、たとえば各國の中で一番低いアメリカにいたしましても、一トン六セント、日本の金にいたしまして二十一円余りであります。その他のイタリア、フランス等におきましては、大体四十円ないし五十円、そのほかイギリスにおきましては八十円から百円といふような相当高率な税を課しておられるわけであります。これは日本の船主のみならず、外國の船主にも課する税率であります。そして午前中の政務次官の答弁では、私は納得できません。もつと、なぜ五万円にしたか、十五万円にしたか、さつそく御提出を願いたいと思います。そして午前中の政務次官の問題になつて、ただいま国税局長官は、国会で政令に譲られると、こういいます。

○奥野政府委員 現在固定資産税につきましては、若干政策的な配慮を加えておるわけでございますが、その中で外國との競争関係に立ちますものにつきましては、競争力をつちかうといひますか、あるいはマイナスの負担を背負つて競争するようなことをなるべく避けるといいましょうか、そういう意

味におきまして、外航船舶と外國との

聞を往来します航空機につきまして、若干の整備措置を講じておるわけでございます。

○横山委員 私がお伺いしておる森直な話は、今度造船の利子補給を一去年は三十一億二千二百十万元、その造船利子補給をことしからやめる。やめについては、造船会社に非常な打撃を与えるから、この際理由も多少なきにしもあらずというわけで、固定資産税を整減することになつたのではないかというのが、もっぱら流布されていふことなのですが、それについてどうお考えですか。

○奥野政府委員 外航船舶に対しまする固定資産税をどの程度に整減するかという審議の過程におきまして、ただいまおっしゃいました利子補給を打ち切るというような問題は、一度も組上に上つたことはございません。全然別個の見地から固定資産税の問題を取り扱つてしまひます。

○横山委員 表通りではそう言われるかもしれません、世間のうわさといふものは、必ずしもそれで済むものではないと思う。世間のうわさがそういうところにありますから、関係の方が見えぬようであります。たとえば今度の三十二年度の予算の説明書を見ますと「十三次造船について利子補給を行わないこととするほか、十二次船以前の利子補給についても辞退を期待して予算を計上しないこと」としました。〔十三次以降については、利子補給をやらぬけれども、十二次以前の分は、辞退を期待して予算を計上しないことになつた、こういうことをいつて

おるわけであります。こんなことは、先般もお砂糖のときにも問題になります。私がお伺いしておる森直とえれば、法律ではやることになり、もうことになっておるけれども、この際辞退をしてもらう、こういうのでありますか。辞退を聞くかなら、これは一体どうなりますか。辞退しなかつたら、三十一年度は三十一億二千二百十万元と、もう数字でやることになつておるものには、ほしいといったらやはりやるつもりでありますよ。私が質問をいたしましたのは、この十二次船以前の分にも関連をして、とかくのうわさが一回定資産税の整減になり、固定資産税から今度はとん税に発展し、こうして今年度はそのとん税によって特別とん税が生まれ、そこから関係市町村が大騒ぎになり、そうして今私どもは、この法案に対して修正を要求をいたしておりますが、その修正がどうもあなたの方で御都合が悪いとおっしゃるならば、もとまでさかのばつて、とにかくこのうわさもある十二次造船以前の問題にまでさかのばらなければならぬことになつてくるわけであります。この点を一つお伺いをいたしたい。

○足立政府委員 横山委員御指摘の点でございますが、法律に定められておりません。そういうことになれば、固定資産税を負ける筋合いはどうも話がおかしくなつてくる。固定資産税を負けてやる、そうすると、しわ寄せがくたる利子補給を、辞退を期待して予算を計上しなかつたということは、確かにその理由がなきわざです。この間の事情をつまびらかにいたしておりますが、私が聞いておる範囲では、利子補給を廃止いたしまして、予算書にも理由が書いてあります。

○山下説明員 ただいま申し上げましたのは、要するに実態的な関係を申し上げたのでありますと、とん税の五円を十八円に上げて、その一部十円を地方に譲りすることによって問題は解決したようになりますが、その申請が出されないという見通しがつきましたので、かような表現をいたしたものといふふうに承知をいたしております。

○横山委員 政務次官に突然にこういう質問をするのはどうかと思いますから、できればさつそくこの担当の人間を呼んでいただきたい、こうお願いをいたします。少くとも法律上利子補給を定めておるもの、辞退を期待するということが行われる以上、とかくあいまいなものがそこに残ることは当然であります。もちろんもうものを辞退するというのだから、きれいな話だといふことになるかもしれません、これが妙なところに発展して、固定資産税を負けてやるから辞退をしろ、やはりこういうことになつてくるわけであります。

○横山委員 あなたは用心ししい十八円と言つておるのですが、十八円という数字はどこにもありません。八円と十円と書いてあるので、十八円という数字は、法律にも、提案理由の中にあります。その点から、それがたとえただいまだけのことです。実際はあくまで五円のとん税を十八円に上げまして、その一部十円を地方に譲りて、その穴を埋めることができると、そういうことの結論になつたわけであります。

○横山委員 そういう経過は何も出でないと、わかれわれが国会で審議する場合には、とん税は八円であり、特別とん税は十円である、こういうことで提案理由がなされ得て、あなたの言われるようだけであつて、あなたの言われるような、経過はこうであるから、それで了承してもらいたいということは、どこにも書いてありませんから、これはだめだというのです。

○山下説明員 お伺いしますけれども、では、特別とん税を設定するゆえんが、固定資産税の軽減によつて生じた穴埋めをしてやるのだというのですか。

○山下説明員 そういう目的で設定された税目であります。

いたしておきたい。これをもつて私の質問を終ります。

○山本委員長 この際御報告を申し上げますが、御承知の連合審査会開会の日時についてでありますけれども、昨日延期となりました土地改良法の一部を改正する法律案及び特定土地改良工事特別会計法案についての農林水産委員会との連合審査会は、明後三十日午前十時より開会することになります。

本日はこの程度にとどめまして、次

会は明二十九日午前十時三十分より開会することとし、これをもつて散会いたします。

午後四時十一分散会

〔参照〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
(別冊附録に掲載)